

地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業実施要綱

1 趣 旨

おかやま元気！集落における諸課題について、地域と協働して現状把握、課題分析を行い、課題解決や地域活性化に向けた実践的な手法の検討に取り組む大学の研究室等の研究活動を支援することで、若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促すとともに、若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図る。

2 交付対象

日本国内に大学を設置する法人とする。

3 対象事業

(1)実施主体

大学の教員が主催する研究室等。なお、所属大学が異なる複数の研究室等が合同で行うものも可とするが、その場合、交付申請等は、代表教員が主催する研究室等を所管する大学を設置する法人が行うものとする。

(2)事業内容

地域活動の担い手不足、交通・買い物弱者、耕作放棄地や空き家の増加、拠点の形成、地域資源の発掘及び有効活用等おかやま元気！集落が抱える地域課題の解決に向けた調査・研究（現場体験を主とする実習を除く。）

(3)対象地域

おかやま元気！集落実施要綱（平成22年4月1日施行）により登録されたおかやま元気！集落

4 調査対象地域の選定

調査対象地域は、事前に市町村から提出された応募用紙に基づいた地域とする。実施主体は、調査・研究を行いたい地域へ応募を行い、市町村、おかやま元気！集落及び県で協議の上、調査対象地域の選定を行う。

5 補助率及び限度額

(1)補助率 10/10以内

(2)限度額 1年目：500千円 2年目以降：400千円以下

6 事業期間

原則として、同一事業の研究室等における採択は単年度とする。ただし、当該実施成果を踏まえた、より発展的な研究で、他のモデルケースとなり得ると認められる場合については、予算の範囲内で、翌年度以降の実施も可とするが、同一地域での同一研究室等の採択は3年目までとする。

7 補助対象経費

(1)事業の実施に真に必要な経費とする。ただし、備品費、書籍代及び食糧費（講師等

弁当代を除く。)は補助の対象としない。

【対象経費例】

- ・ 大学教員、学生等の現地までの交通費（レンタカー代、ガソリン代を含む。）及び宿泊費
 - ・ 研究の一環で参加する地域活動に係る経費、保険料
 - ・ アンケート調査等を実施する際の需用費及び通信運搬費
 - ・ 説明会・報告会等で用いる資料等の印刷製本費 等
- (2) 他の補助金、収入金（寄付金、参加料等）がある場合は、(1)の経費からこれらの額を控除した経費とする。

8 事業の変更承認

通知を受けた事業の中止若しくは廃止又は内容を変更しようとするときは、別に定めるところにより、県に申請する。

9 事業採択の条件

- (1) 成果報告会の開催を含め、原則4回以上調査対象地域で活動することを条件とする。
- (2) 調査対象地域を訪問するなどし、本事業に関係する活動を行ったときは、SNS等で研究・交流内容を発信するとともに、事業の終了に当たっては、地域課題の解決に向けた提案書等を作成し、調査対象地域で成果報告会を実施することを事業採択の条件とする。
- (3) 2月末を目途とした実績報告書の提出を事業採択の条件とする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。